



申7号 「法令改正に伴う就業規則等の改正について」に関する解明申し入れ

「法令改正に伴う就業規則等の改正について」の提案以降、制度の内容について、職場から議論を重ねてきました。時間単位での取得が可能になることは、働き方がより柔軟になることが予想されます。また、乗務員や交代制勤務の職種においても時間単位での取得が可能になる内容であり、育児や介護を行う組合員にとって要望がかなうものであると言えます。

その一方で、今回は法改正への対応ということになっていますが、一人ひとりの家庭環境にどこまで対応出来るのか不明確な点があります。職場においては「代務者の手配は急遽行えるのか」「職場の要員に余裕がないと結局取得できないのではないか」「子供の発熱など突発的な事象にどこまで対応出来るのか」など、制度の運用に対する疑問が多く挙げられています。

職場から寄せられた意見を踏まえ、7項について解明申し入れを行いました。今回の改正を通して、働きがいの持てる制度となるよう、制度と運用に対する疑問点を払拭するために団体交渉で議論していきます！

1. 今回の改正によって働き方がどのように変化するのか明らかにすること。
2. 看護休暇、介護休暇についてのみ対応する事とした理由を明らかにすること。
3. 時間単位の休暇を取得する手順を明らかにすること。
4. 乗務員職場や交代制勤務など、作業ダイヤが指定されている職場において、時間単位の取得をする場合の、代務者手配等の具体的な取扱いを明らかにすること。
5. 時間単位の休暇の取得について、申請した時間を当日の事情によって変更する事が可能か明らかにすること。
6. 看護休暇、介護休暇を取得しやすい環境をどのように構築するのか明らかにすること。
7. 制度の変更内容について、周知と教育をどのように行うのか明らかにすること。

団体交渉日程は決定次第お知らせいたします